

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和5年10月25日

(仮称) 大磯町こども計画の策定について

資 料

1 事業概要	1
2 こども基本法の趣旨	1
3 こども計画について	2
4 大磯町の対応	2
5 策定スケジュール	3

子育て支援課

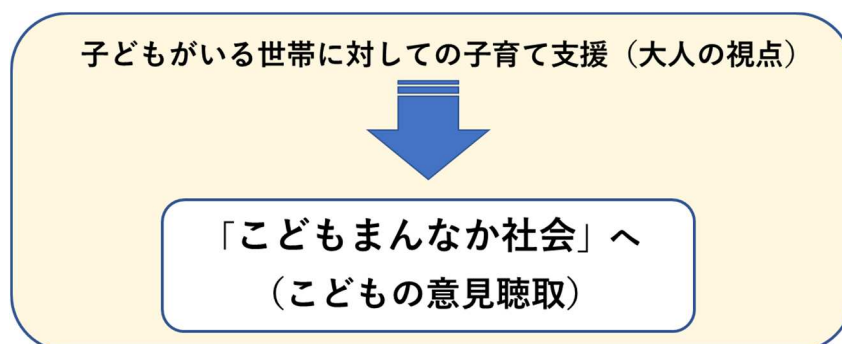
(仮称) 大磯町こども計画の策定について

1 事業概要

令和2年度に策定した「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」の計画期間が令和6年度で満了することに伴い、これまでの子育て支援策の進捗状況を踏まえた見直しを行うとともに、新たに盛り込むべき事項を追加することで、子どもを取り巻く環境の更なる課題解決に向けた取組みを推進していくために「(仮称)大磯町こども計画」を策定します。

2 こども基本法の趣旨

令和4年6月15日に、こども基本法が成立し、令和5年4月1日に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。



3 こども計画について

- ① 「こども大綱」の策定について（こども基本法第9条）

政府は、こども施策を総合的に推進するために「こども大綱」を定める。【義務】

- ② 「都道府県こども計画」の策定について（同法第10条）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策について、「都道府県こども計画」を定める。【努力義務】

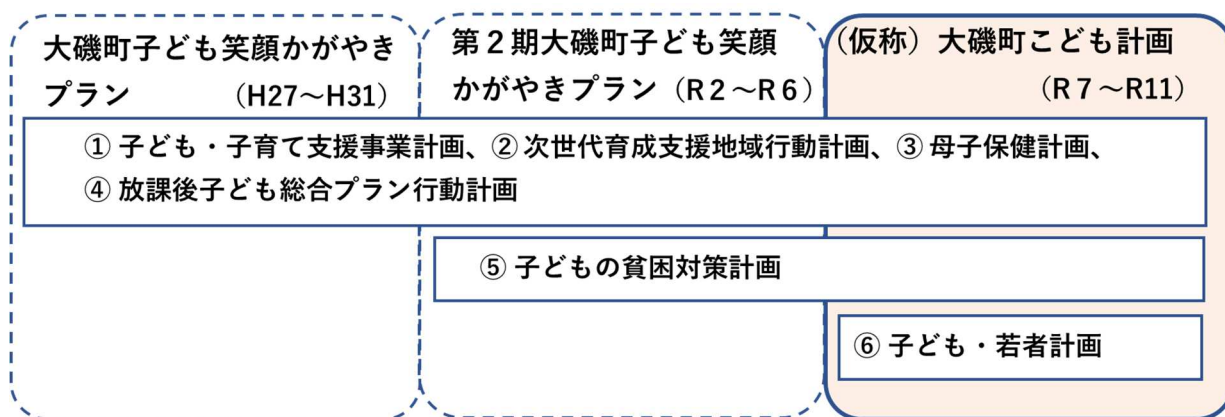
- ③ 「市町村こども計画」の策定について（同法第10条）

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して当該市町村におけるこども施策について「市町村こども計画」を定める。【努力義務】

4 大磯町の対応

- ① 「(仮称) 大磯町こども計画」の策定

国のこども大綱や神奈川県が策定予定のこども計画を勘案して、「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に、子ども・若者計画を加えた「(仮称) 大磯町こども計画」を策定します。



- ② 意見聴取

こども基本法の趣旨に基づき、幅広い施策（こども施策、教育施策、雇用施策、医療施策など）に対し、こどもや当事者の意見を聴取し、反映させます。

5 策定スケジュール

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、アンケート・ニーズ調査を実施し、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等について調査を行い、集計・分析結果等を取りまとめます。取りまとめたアンケート・ニーズ調査の結果をもとに、計画を策定します。

